



おんじやく 議会だより

令和元年 11月

No. 194

●発行 / 千葉県御宿町議会 ●編集 / 議会だより編集委員会 ●発行責任者 / 土井 茂夫



9月議会

姿凛々しく ～御宿町文化祭～

令和元年
9月3日、4日、10日
第3回定例会

第5回臨時会 初議会を開催 …………… 2P

第3回定例会 一般質問 …………… 4P

第3回定例会、第5回臨時会 補正予算、決算等を審議 … 9P

10月1日に初議会を開催

議会の体制が決定

10月1日に令和元年御宿町議会第5回臨時会が開催され、新たに町民の代表となった12人の議員が議場に参集しました。今臨時会では、議長・副議長、各常任委員会の構成議員や、布施学校組合等の一部事務組合議会議員等が選出されました。

※ 補正予算など、上程された議案については、9ページをご覧ください。

●議長
土井茂夫



この度、栄えある御宿町議会議長に就任させていただきました。私は、行政と議会、また、町民の皆様と行政とのパイプ役として、日々切磋琢磨し、胸襟を開き、皆様方と納得のいく議論をしていく覚悟しております。先の町政の混乱が2度とあつてはならぬとの決意のもと、失われた信頼を取り戻し、地道で献身的な努力をして参る所存です。

また、未来を担う子どもたちが健やかに成長でき、誇りとなる御宿にすることを誓い申し上げます。

最後に、私の尊敬する第16代アメリカ合衆国大統領エイブラハム・リンカーン氏のお言葉をお借りし、「町民の、町民による、町民のための政治」をすることを町民の皆様と誓い、就任の挨拶とさせていただきます。皆様方のなお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

●副議長
滝口一浩



皆様には、日頃より町政並びに議会運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、この度御宿町議会副議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄であるとともに、責任の重さを痛感しております。議長の補佐役として、御宿町議会の公正かつ円滑な運営に誠心誠意努めてまいります。

近年では人口減少、少子高齢化だけでなく、国際化、情報化等、町を取り巻く環境が急激に変化しています。町民の代表として、町の更なる発展とより良い町民生活の実現を目指し、諸問題の解決に全力で取り組んでまいります。

最後に、問題の解決には、行政、議会のみもさることながら、皆様お一人おひとりのご協力が最も重要な力となります。今後とも更なるご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

各委員会 構成議員

委員会	構成議員	所管事項
総務委員会	委員長 堀川賢治 副委員長 田中とよ子 委員 伊藤博明 土井茂夫 北村昭彦 藤井利一 市東和之 立野暁広	・総務課、企画財政課、税務住民課(税務事務)、会計室の所掌に属する事項 ・選挙管理委員会及び監査委員の所掌に属する事項 ・議会事務局の所掌に属する事項 ・他の常任委員会の所掌に属しない事項
産業建設委員会	委員長 高橋金幹 副委員長 藤井利一 委員 貝塚嘉軼 伊藤博明 滝口一浩 堀川賢治 市東和之 岡本光代	・建設環境課、産業観光課の所掌に属する事項 ・農業委員会の所掌に属する事項
教育民生委員会	委員長 北村昭彦 副委員長 岡本光代 委員 貝塚嘉軼 土井茂夫 滝口一浩 高橋金幹 田中とよ子 立野暁広	・税務住民課(住民事務)、保健福祉課の所掌に属する事項 ・教育委員会の所掌に属する事項
議会運営委員会	委員長 貝塚嘉軼 副委員長 滝口一浩 委員 堀川賢治 高橋金幹 北村昭彦	・議会の運営に関する事項

第3回定例会 一般質問

今定例会では、4名の議員が一般質問を行いました ※一般質問の内容は要約して掲載しています。

9月3日 日程第1号

質問 順番	質問事項	質問議員
1	1. 町長の政治姿勢について (1) 選挙公約とまちづくりについて (2) 当選直後の町長のコメントについて (3) JR外房線の運行状況について	貝塚 嘉軼
2	1. 本町の“豊かな自然環境”を取り戻し、磨きをかける取り組みについて (1) 現在取り組み中の施策について (2) 新しい取り組みについて	北村 昭彦
3	1. 地方自治法について 2. 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業について	瀧口 義雄
4	1. 町長の政治姿勢について (1) 町長は御宿町をどのような「まち」にしたいと考えているのか (2) 公約とその実現方法について (3) 給食の無料化についてどのように考えるか (4) 町外へのお出かけ支援策についてどのように考えるか	石井 芳清



表紙

11月2日～4日に公民館で行われた御宿町文化祭の舞台発表の様子です。

公民館で活動しているサークルやグループが、歌や踊り、演奏など、日ごろの練習の成果を発表しました。

貝塚嘉軟議員

町長の政治姿勢について

Q 先の選挙で町長はまちづくりに関する公約を掲げていました。今年度の御宿版C C R C事業の進捗はどうなっていますか。

A 御宿版C C R C事業は今年で2年目となり、現在、計画に定められた5つの重点施策を中心に事業を進めているところです。

①「生活支援支え合いと多世代交流の仕組みづくり」は地域の方々が気軽に集い、交流や親睦を深めることを主眼としており、三育学院大学のご協力のもと、昨年度に引き続き、実谷地区での「寄茶場」を行い、また、新たな交流サロンを開設する予定です。

②「地域資源を生かしたにぎわいの創出」では、新たな特産品とすべく、



▲オリーブの栽培 視察の様子

オリーブの苗を昨年度住民へ販売しましたが、実がなるには3、4年を要することです。今年度は、先進地事例などを参考に関係者向けの講演・講習や、葉を使った加工品の試作を行います。

③「人材育成と移住促進」では、交流サロンを運営する上でのリーダー的人材を育成するほか、教育環境の地域間格差の縮減と子どもの学力向上を図るため、昨年に引き続き、首都圏で教育事業を展開している市進

による学習指導を行います。対象は、小学校4年生は英語、小学校5年生は算数の基礎学力向上支援、高校受験を控える中学3年生には数学と英語の個々のレベルに合わせたグループ指導を行います。

④「地域包括ケアシステムの構築」は、要介護状態になっても住みながら地域で安心して住み続けられるように、ケアサービスの充実を目指すものです。昨年に引き続き事業誘致に向けたセミナー等を行う予定です。

⑤「移住定住や雇用に関するニーズ調査と情報発信」では、移住定住ツアの実施のほか、お話し居住用住宅の供用を始める予定です。また、当初予定していたポータルサイトの構築は実施に至りませんでした。今年度は移住促進イベントなどに使用するパンフレットを作成し、紙媒体による情報発信を行う予定です。

事業は以上ですが、進捗状況としては、市進による学習指導等は着手していますが、他の事業は準備している状態です。準備が整い次第、事業を展開していくものです。
(答弁者：企画財政課長)

Q 10年前に石田町長が就任されたときの公約に、「全町公園化構想」があり、「公園のように町全体を整備・清掃管理していくこと」という説明を受けたと記憶しています。10年が経ち、どこが整備・清掃管理され、公園のようになり

れいなまちになっているのか、変化が感じられませんか。

今回の選挙では、町長は全町公園「課」の設置をすると公約をされています。この課を設置し、どのような方向で、どういった方法で施策を進めていくのか、町長の考えを伺います。

A 「全町公園化構想」は、御宿町の美しい自然景観を最大限に活用しよう、または整備をしようという構想で、これまで、様々な団体にご協力いただき、花壇、公園等の整備を少しずつ行ってきました。

今回の公約で課の設置を挙げましたが、まちなかのサイン計画、メキシコ記念公園、月の沙漠公園、もっと手を入れていかなくてはならない。更には海浜環境の清掃・管理を徹底しなくてはいけないという考えで、新年度に、環境整備専門の課を設置しようとするものです。
(答弁者：町長)

Q 長い間、町長は御宿駅のエレベーター設置を公約にしてくださいました。この間、執行部から様々な説明を受けてきましたが、国やJRが前向きに検討し、設置の方向に動いているという説明は全くありませんでした。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの後には、上総一ノ宮駅以降の特急の運行が廃止されるのではないかという話も耳にしました。

他の方法で住民の移動手段を確保できるのではないのでしょうか。本当にエレベーター設置の方向で進めることができるのですか。

A エレベーター設置は、平成24年から公約として掲げています。これまで月日が経つていますが、何としても達成したい。高齢化が進み、非常に強い要望を受けています。努力していきたいと思えます。
(答弁者：町長)

北村昭彦議員

本町の豊かな自然環境を取り戻し、磨きをかける取り組みについて

Q 豊かな自然環境は、御宿町にとって大事な生命線です。

仮にこの御宿の豊かな自然が失われてしまったら、町の主要産業が成り立たないだけでなく、町民の安心・安全な暮らしも脅かされてしまいます。何とか環境悪化に歯止めをかけ、逆に磨きをかけていくという方向へ転換をしなければいけないと思います。

現在、町においても、豊かな自然環境を守り、生かすための取組みが行われていると思います。が、どんなことに取り組んだのか、また、取り組んだ上で見えてきた課題とその課題解決に向けたアクションについて伺います。

A 現在、町では、河川の浄化方法の試行、合併処理浄化槽の設置補助事業、ミヤコタナゴ生息地の環境整備を行っています。

1つめの、河川浄化については、平成30年度からフルボ酸鉄使用の浄化資材を裾無川に設置し、河川の水質浄化を試行しています。フルボ酸鉄は水中植物の増殖に欠かせないものであり、河川等に投入することで、植物プランクトンや海藻類を増殖させ、ヘドロの減少、魚・貝類のふん尿から発生する物質の無害化に効果があると考えられています。浄化資材の上流と下流で水質検査を行いました。が、サンプルの採取地が流水であるため数値が取りにくい状況にあります。今後は、引き続き経過を観察するとともに、河川の底質調査、泥の調査を実施していきたいと考えています。

河川や海の水質汚濁は、未処理の生活排水が流れ込むことが最も大き

な原因となっています。2つめの合併処理浄化槽の設置補助事業は、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を補助し、汚水の処理を進める

ものですが、現在、実績が計画値を下回っている状況です。制度の周知だけではなく、合併処理浄化槽の役割や大切さの普及啓発を行い、目標を達成したいと考えます。

3つめのミヤコタナゴ生息地の環境整備ですが、国の天然記念物であるミヤコタナゴの保護と増殖を図るため、ミヤコタナゴ保存会との協働により、草刈り、稲の作付け、有害獣対策、土砂の流出を防ぐ水路整備等、生息地の環境保全に取り組んでいます。毎年、生息地周辺の有害獣被害、台風や大雨等の影響による土砂流出等が発生し、ミヤコタナゴの保護や増殖に影響を及ぼしている現状です。その都度、防

獣柵の修繕や騒音による忌避装置の設置、土砂流

出箇所の修繕等を実施して、被害防止や環境改善に努めています。(答弁者：建設環境課長)

Q 町長には、町が目指す方向性、ビジョンを明確に示し、皆さんと共有し、「一緒に目指そう」と力強く旗を振っていただきたい。目的の明示と共有について、町長はどのように考えていますか。

A しっかりとした目的をつくり、わかりやすく示し、理解をい

ただく。もっともなことであり、貴重なご提言だと思えます。皆様のご協力をいただきながら行っていきたいと思えます。(答弁者：町長)

Q 森林経営管理法や森林環境譲与税は新たに出来た制度ですが、今後の見通しも含め、町の考えを伺います。

A 御宿町でも課題となっており、全国的に森林、山林の荒廃が心配されています。そういった中、国が新た

に森林経営管理制度を設立しました。森林の所有者に森林管理を責務として負わせることが明確化されたことが特徴の一つです。所有者自ら管理を行うことが厳しい状況には、地域の自治体が仲介役となって林業経営者と所有者を橋渡しする制度となっています。その費用としての森林環境譲与税の活用は、代表的な例の一つであると考えています。(答弁者：産業観光課長)

森林が荒れているという中で、その対策をとることは非常に長期的な流れになると思いますが、河川の水質を上げることにも繋がると思っています。制度を活用した森林環境整備事業を念頭に置き、さらには自然環境を守るボランティアのお力もいただきながら、政策を考えていきたいと思います。(答弁者：町長)



▲裾無川への水質浄化材の設置

瀧口義雄議員

地方自治法について

2018日本・メキシコ

学生交流プログラム事業 について

Q 地方自治法を理解しているという上で伺います。町が事業を実施するための要件は何ですか。根拠も併せて示してください。

A 全てではありませんが、事業が成立するためには、議会の議決が必要であるということです。

議決を必要とする案件は、地方自治法第96条に定められており、条例の制定・改廃、予算等が挙げられます。地方自治体は、二元代表制という形をとっており、議会が議決権を、長が執行権を持ちます。様々な要素がある中で判断をします。執行権が100%全て議決権に縛

られていることではないと考えます。

(答弁者：町長)

Q 「縛られない」部分の説明を求めます。

A 議決権と執行権とは、二元代表制を補完する非常に重要な要素です。しかしながら、「執行権が議決権に縛られない」というのは地方自治法に明記されていません。

(答弁者：町長)

Q 明記されていないことを行うのですか。

A 長の執行権は、地方自治法第138条の2(事務管理及び執行の責任)、第147条(地方公共団体の統轄及び代表)、第148条(事務の管理及び執行)に定められています。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業については、議決により該当する予算が削除さ

れました。私はそのことを厳しく受けとめ、総合的判断の上で事業を行ったということです。

(答弁者：町長)

Q 地方自治法第138条の2には、

「普通地方公共団体の執行機関は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と書かれています。行政事務は法令や議決に基づき、誠実に執行しなさいというものです。

町長の言う地方自治法第138条の2は、条文の前部が抜けてしまっているのではないですか。

A 事業に要する予算は議決により削除されましたが、事業自体を否決されたわけではないという認識でいます。自分の責任で事業を執行

したということです。

(答弁者：町長)

Q 行政の会計は、地方自治法第208

条(会計年度独立の原則)に定められているとおり、その年のものはその年の内にが原則です。以前、翌年度の事業が着手・実施されていると指摘があり、併せて、そういう体系をとりたいのなら年度中に補正予算を組むべきだとも指摘がありました。しかし、補正予算は組まれませんでした。これは何の法令に基づく行為なのですか。

A 私は、学生交流プログラムの参加料

は、町の歳入とすべき公金ではないと考えていますので、法令には基づいていません。事業者と結んだ契約に基づいて行ったということです。強いて、何の法令に基づくと言えば、地方自治法第147条に定められている長の代表統轄権によって事

業を進めました。

(答弁者：町長)

Q 確かに町長は代表

統括権を持っていますが、それだけで何でもできるというものではありません。その他の法令、例えば、地方自治法第208条(会計年度独立の原則)、第210条(総計予算主義の原則)、第211条(予算の調製及び議決)との整合性を示してください。

A プログラムの参加料は、町での収入とすべき公金ではなく、予算に計上するものではないという考えに基づくものです。

(答弁者：町長)

Q 「町長から依頼があ

り、町の事業費を立て替えた」という千葉工業大学理事長の証言があります。また、町長は学生交流プログラムは町の事業だと言っています。

町が補助を受けて事業

を行う場合、一旦補助金を歳入として受け、歳出として町が事業費を支払うのが通常の流れだと思います。千葉工業大学が肩がわりしたとする事業費をなぜ町の会計に入れなかったのですか。

A 町が主催・主体で実施しましたが、プログラムの事業費については、実質的に千葉工業大学の費用ですので、町に歳入とすべき金銭ではないと考え、行ったという事です。

(答弁者：町長)

石井芳清議員

町長の政治姿勢について

Q 町長は御宿町をどのような町にしたいと考えていますか。

A 暮らしやすい安心・安全な町、住みやすいまちを目標として考えています。また、町民の皆様の「笑顔と夢が膨らむまち」、希望の持てる、魅力あるまちを目指したいと考えています。

(答弁者：町長)

Q 石田町長が就任されてから約10年が経過していますが、目指すまちづくりはどこまで実現したのですか。

A 残っているものもありますが、70%

〜80%の課題は着手し、終了したものの、現在進行中のものがあると考えています。また、例えば、今問題となっている日本・メキシコ学生交流プログラム事業等については、このような実態になっ

ていることは私自身反省しなくてはいけません。

Q 今後の皆様方のご意見、ご指導をいただきながら、「笑顔と夢が膨らむまち」を目標を掲げ、前に進んでいきたいと考えています。

(答弁者：町長)

Q 様々な意見、要望がある中で、当然、相反する意見がでてくることがあると思います。そういった場合、どのように解決するのですか。

A また、御宿町には、昔から住んでいる方、新しく居を構えた方、外国から来た方、男性、女性、子ども、高齢者、多様な方が住んおり、7千通りの個性があると思っています。そういった多様性

について、町長はどのように考えていますか。

A 町民の皆様方が思うところを理解し、町民の皆様のためにまちづくりを進めていきたいと考えています。調整できるものはしっかりと調整し、お互いに膝を詰めて話し、理解し合う。私も町民の代表として、議会の皆様方も町民の代表として、お互いによく理解し合いながら、物事を進めていきたいと思っています。

Q また、多様性についてですが、一人ひとり様々なご意見があるかと思

(答弁者：町長)

Q 公約を実現するために、具体的にどのようにしていくのか伺います。議会だけでなく、職員とも実現に向けた協議をしていかなければいけない。選挙後、町長が就任されてから、そ

ういった場合はなかったというのですが、いつされるのか。すぐにでも課長に指示し、事業計画をつくり、議会と協議すべきではないのですか。

A 公約として掲げたことは、できるだけ達成していきたいと思っています。

Q 給食の無料化について町の考えを伺います。

(答弁者：町長)

Q 町外へのお出かけ支援策について、町の考えを伺います。

(答弁者：町長)

A 町で運行している「エビアミー号」は、電車やバス等の公共交通へつなげる為の手段であり、町外への交通手段としては、現在運行している電車、バス等を利用することとなります。また、

町で事業を行う場合、電車、バス、タクシー等、関係事業者への影響を避ける必要があります。

A 給食費の公費負担を実施するには、毎年約4千万円の財源を安定的に確保していく必要があります。町では小中学校入学準備金や修学旅行費の補助など、様々な町独自の子育て支援策を実施し、保護者の負担軽減に取り組んでいきます。現時点では、給食費は保護者に負担をいただき、おいしい給食の提供に努めたいと考えています。

Q 町外へのお出かけ支援策について、町の考えを伺います。

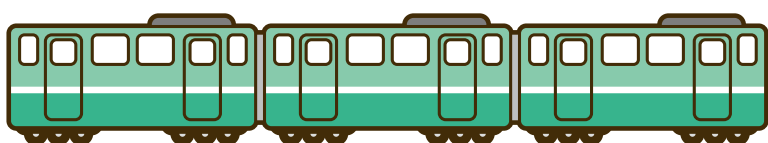
(答弁者：町長)

A 町で運行している「エビアミー号」は、電車やバス等の公共交通へつなげる為の手段であり、町外への交通手段としては、現在運行している電車、バス等を利用することとなります。また、

こういった交通に関しては、近隣市町も地域的な要因から成る事情は同様だと思しますので、情報を交換し、施策の検討等をしていきたいと思

います。

(答弁者：町長)



第3回定例会 日程及び議決結果

令和元年第3回定例会議事内容と結果は次のとおりです。
9月3日（日程第1号）に行われた一般質問は、4ページをご覧ください。

9月4日 日程第2号

議案番号	件名	議決結果
報告第1号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度健全化判断比率について	報告
報告第2号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度資金不足比率について	報告
議案第1号	御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第2号	御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第3号	御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第4号	令和元年度御宿町水道事業会計補正予算(第2号)	可決
議案第5号	令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第6号	令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決

9月10日 日程第3号

議案番号	件名	議決結果
議案第7号	令和元年度御宿町一般会計補正予算(第3号)	否決
議案第8号	平成30年度御宿町水道事業会計決算の認定について	認定
議案第9号	平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第10号	平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第11号	平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第12号	平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
発議第1号	御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について	可決
発議第2号	国民健康保険税引き下げへ国に対応を求める意見書の提出について	可決

第5回臨時会 日程及び議決結果

令和元年第5回臨時会議事内容と結果は次のとおりです。
同日決定された委員会等の構成は2ページをご覧ください。

10月1日 日程第1号

議案番号	件名	議決結果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第2号	令和元年度御宿町一般会計補正予算(第5号)	可決

第3回定例会 提出議案

補正予算

令和元年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）

浄水場のアスベスト撤去費を計上するもので、収益的支出に731万5千円を追加し、収益的支出の総額を3億5,324万3千円にするものです。

令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

人事異動に伴う職員人件費を調整するもので、歳入歳出それぞれ307万9千円を減額し、補正後の予算総額を11億3,383万5千円とするものです。

令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度の実績に基づく国・県への返還金、町一般会計への繰出金の補正を行うほか、人事異動に伴う職員人件費を調整するもので、歳入歳出それぞれ3,223万3千円を追加し、補正後の予算総額を11億4,504万2千円とするものです。

令和元年度御宿町一般会計補正予算（第3号）

幼児教育の無償化を円滑に行うための事務経費や無償化に伴う財源の更正、本年4月の人事異動に伴う人件費の科目間調整のほか、清掃センターの施設改修時におけるごみ処理委託や旧御宿高校入り口の法面崩落防止工事費等が計上されていました。

歳入歳出それぞれ2,275万2千円を追加し、補正後の予算総額を37億2,160万2千円とするものですが、賛成少数により否決となりました。

報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について

「財政健全化判断比率」、「資金不足比率」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する指標とされています。平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも基準の範囲内でした。

条例改正

御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正に伴い、氏に変更があった者の旧氏も住民票に記載できるようになったことから、印鑑登録も同様に旧氏の記載ができるようにするものです。

御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

国の模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用期間を最大10年としました。また、消費税法の改正に伴い、町が管理する漁港区域内で土砂等を採用する場合の料金を、砂は230円/m³に、土砂は160円/m³に変更するものです。

御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者指定の更新に係る手数料を定めるための改正をするものです。

発議

国民健康保険税引き下げへ国に対応を求める意見書の提出について

★発議第2号「御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」は、本誌裏表紙をご覧ください。

発議者 石井 芳清 賛成者 貝塚嘉軌、伊藤博明、北村昭彦

保険税の滞納世帯は、全国の全加入世帯の15%を超え、本町でもおよそ10%が滞納世帯になっており、また、保険料が高額なため医療保険への加入を躊躇し、生活に困窮している上、病気やけがなどでも医療にかかれない事態がおきています。国民健康保険の構造的危機を打開し、真に「持続可能」な制度への見直しが必要であることから、以下の事項を国に求めるものです。

- 1 子どもの数が多いほど保険税が引き上がる「均等割」を廃止し、所得に応じた保険税に改正すること。
- 2 国庫負担額の抜本的な見直しを行い、保険税を「協会けんぽ」の保険料並みに引き下げること。

第5回臨時会 提出議案

補正予算

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御宿町一般会計補正予算第4号）

国の施策である幼児教育の無償化に関する事務を行うためのシステムの導入が必要なことから、専決処分されたものです。歳入歳出にそれぞれ620万4千円を追加しています。

令和元年度御宿町一般会計補正予算（第5号）

台風15号への対応に要した経費のほか、人事異動に伴う職員人件費等を調整するもので、歳入歳出それぞれ2,354万6千円を追加し、補正後の予算総額を37億2,860万2千円とするものです。



決算を認定しました

平成 30 年度一般会計歳入歳出決算額



▲改修を行った御宿町清掃センター

老朽化が進む施設ではありますが、今回行われた大規模改修のほかにも、計画的・定期的にメンテナンスを行い、安全な施設運営がされています。

歳入 40億 3,177 万円
歳出 38億 4,266 万円

平成 30年度の主要事業としては、老朽化の進む清掃センターの大規模改修工事、平成 28年度から計画的に行っている防災行政無線デジタル化整備事業などが挙げられます。

また、人口減少・少子高齢化対策として、地方創生推進交付金を活用した移住・交流促進事業等が行われました。

監査委員意見

昨今、多方面で議論されているが、町においても将来的には老朽化した公共施設の管理や社会保障関係経費の増加により、多額の財政負担が見込まれていることから、各事業の必要性について、客観的な指標等による事業効果や、年度間事業の統合等について精査し、効率的な事業を執行できるよう事務を工夫し、費用対効果を念頭においた予算の執行に努められたい。

なお、繰越となった町税過誤納金の還付事務について、速やかに進めるとともに、今後課税誤りが生じないように、課税算定計数等のチェック体制を強化するとともに、本決算において、町税の滞納繰越分調定額について修正を行っており、個人町民税においては、調整額 11,276,243円と多額になっていることから、賦課徴収事務における処理の確認から財務会計との整合など一連の事務処理の確実な執行に努められたい。

終わりに、経済情勢や国の施策の動向等も十分に注視し、真に住民の福祉向上に資する施策を安定的に行われるよう努めていただきたい。

※決算審査意見書より抜粋

他会計の決算額

●国民健康保険特別会計

【歳入】 12億 9,023万円
【歳出】 11億 7,215万円

●後期高齢者医療特別会計

【歳入】 1億 4,727万円
【歳出】 1億 4,706万円

●介護保険特別会計

【歳入】 11億 1,333万円
【歳出】 10億 2,840万円

●水道事業会計

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
【収入】	3億 3,628万円	【収入】	372万円
【支出】	3億 3,370万円	【支出】	4,561万円

議会議員活動情報

(令和元年 8 月～ 11 月)

町議会議員の出席した会議や行事などを紹介します。

8 月

- 21日 議員協議会(第4回)
産業建設委員会協議会(第4回)
教育民生委員会協議会(第2回)
御宿町議会基本条例及び御宿町議会議員
定数調査特別委員会協議会(第3回)
国保運営協議会
- 22日 例月出納検査
- 27日 議会運営委員会/議員協議会(第5回)
- 28日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会

9 月

- 3日 定例会(第3回) 日程第1号
- 4日 定例会(第3回) 日程第2号
- 10日 定例会(第3回) 日程第3号
- 11日 国保国吉病院組合出納検査
- 26日 例月出納検査

10 月

- 1日 臨時会(第5回)/各常任委員会
議会運営委員会
- 6日 絆記念日
- 16日 布施学校組合議会定例会
- 29日 夷隅環境衛生組合議会定例会
- 30日 千葉県町村議会議長会臨時会

11 月

- 1日 教育民生委員会学校訪問
議員協議会/議会だより編集委員会
- 5日 千葉県後期高齢者医療広域連合議会
全員協議会
- 7日 生涯活躍のまち推進事業評価委員会
- 8日 国保国吉病院組合議会定例会
- 12日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会
負担金審議特別委員会
- 13日 全国町村議会議長会全国大会
夷隅郡町村議会議長会常会
- 15日 千葉県町村議会議長会定例会

次の定例会 開会日

12月12日(木)

皆さん傍聴に来てください。

●平成31年3月14日付で、石田義廣御宿町長を地方自治法第100条第7項に規定される偽証罪で告発したことについて、令和元年10月18日に千葉地方検察庁から不起訴とする旨通知がありました。

なお、100条委員会の調査に要した経費として、町長等の証人・参考人に対する費用弁償3万円、郵便料や書類作成のため消耗品費1万円、会議録作成委託29万円、知見を得るための専門家に対する報償58万円を支出しました。

無責任な開発から自然と環境を守る！ 議員の提案で条例を制定

現在、全国的に太陽光発電施設を設置するための開発が行われていますが、国や県の法整備が追いついていない状況にあり、開発者と住民との間で問題に発展するケースが報告されています。また、大規模な開発により山林が切り開かれ、自然環境や景観などへの影響も懸念されています。

御宿町の財産である豊かな自然環境と美しい景観を守り、将来にわたってその恩恵が受けられるよう、議会産業建設委員会が主導となって条例案を作成しました。9月に行われた定例会で「御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を提出し、可決されました。この条例は、来年1月1日から施行されます。

○発議者 北村昭彦

○賛成者 瀧口義雄、石井芳清、伊藤博明、
滝口一浩、高橋金幹

●制定によって何が変わるの？

町内の1,000㎡以上の土地に、大規模な太陽光や風力発電施設を建設する場合、町に対して届出が必要となります。

事業内容、施工者、所有者等を明らかにし、設置する前だけでなく、設置後も施設周囲の自然や住民生活に影響がないよう、適切な管理・運営を求めるものです。



▲作成にあたっては、農業委員会、区長会、関係事業者を招き、意見聴取を行いました。また、併せてパブリックコメントも実施しました。

※ 町ホームページでは、トップページ、御宿町議会からスケジュールや議会情報等がご覧いただけますので、ご利用ください。 町ホームページアドレス <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>



編集後記

議会改選に伴い新しい体制で議会だよりをお届けすることになりました。

引き続き住民の皆さんと議会を結ぶ架け橋として「議会だより」の充実に委員一同力を合わせてまいります。

ご意見やご要望などお気付きのことがあれば、議会事務局までお寄せください。

よろしくお願いたします。

議会だより編集委員会

委員長 北村昭彦

副委員長 立野暁広

委員 田中とよ子

市東和之
岡本光代